

不利益処分

処分名	騒音の防止の方法等の改善命令
根拠法令	騒音規制法第15条第2項
所管課	環境対策課

1 処分の内容

期限を定めて、改善勧告の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。

2 処分の要件

改善勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているとき。

注 改善勧告の要件

環境大臣の定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるとき。